

秋田県教育庁等インターンシップ実施要綱

(要綱の目的)

第1条 この要綱は、秋田県教育委員会が実施する学生等の実習受入れ（以下「インターンシップ」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(インターンシップの目的)

第2条 インターンシップは、次条の実習対象者に対し教育庁及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関（以下「教育庁等」という。）における就業体験の機会を設けることにより、学生の就業意識の向上及び県政に対する理解の増進を図ることを目的とする。

(実習対象者)

第3条 インターンシップの対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校（大学院及び短期大学を含む。）並びに秋田県教育委員会が実施対象と認める団体（以下「大学等」という。）に所属する学生等とする。

(実習生の受入手続等)

第4条 インターンシップにより在籍する学生等を実習させようとする大学等の代表者は、インターンシップ実習生受入協議書（別紙様式1）及びインターンシップ実習申込書（別紙様式2）を秋田県教育庁総務課長（以下「総務課長」という。）に提出しなければならない。

2 総務課長は、受入の可否及び実習を行う教育庁の課、室、教育事務所若しくは弘田柵跡調査事務所又は学校を除く教育機関（以下「所属」という。）を決定し、その旨を当該大学等の代表者に通知するものとする。

(報酬等)

第5条 秋田県教育委員会は、インターンシップにより教育庁等において実習を行う学生等（以下「実習生」という。）に対して、報酬・賃金、居住地から実習地までの交通費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。

(実習時間)

第6条 実習時間は、インターンシップによる実習を行う所属（以下「受入所属」という。）の勤務時間内とする。

(実習プログラム等)

第7条 受入所属の所属長は、実習生の実習内容、日程等を定めた実習プログラムを定めるものとする。

2 受入所属の所属長は、実習の円滑かつ適切な実施を図るため、当該所属の職員の中から実習担当者を指名するものとする。

(服務)

第8条 実習生は、実習時間は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

2 実習生は、実習時間中、県職員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、総務課長、受入所属の所属長及び実習担当者の指導、指示等に従わなければならない。

3 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしては

ならない。実習終了後においても同様とする。

- 4 実習生は、実習の成果として論文等を外部に発表等をする場合には、事前に受入所属の所属長の承認を得なければならない。
- 5 実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当者にその旨を連絡しなければならない。やむを得ない場合には、事後速やかに実習担当者にその旨を連絡しなければならない。

(事故責任等)

第9条 実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

- 2 実習生が在籍する大学等の代表者及び実習生は、実習生が故意又は過失をもって第8条第1項から第4項までの規定に反する行為により、県又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して連帯して責任を負わなければならない。

(実習の中止)

第10条 総務課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、実習を中止することができる。

- (1) 実習生が第8条の規定による服務義務に従わない場合その他実習を継続することが困難であるとき。
 - (2) 実習を継続することにより、業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。
 - (3) 実習の目的を達成することが困難であるとき。
- 2 総務課長は、前項の規定により、実習を中止する場合には、その旨を大学等の代表者に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、総務課が別に定めることとする。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

この要綱は、令和5年5月18日から施行する。